

【翻訳】

章学誠『校讎通義』 訳注（九）

卷三「漢志詩賦第十五」

文教大学目録学研究会訳注

（向嶋成美・樋口泰裕・渡邊 大・荒川 悠・
宇賀神秀一・王 連旺・角 祥衣・村越充朗）

本稿は、章学誠『校讎通義』の訳注である。今号では、卷三の「漢志詩賦第十五」を訳出する。宇賀神が担当した。前号に引き続き、底本には、葉瑛『文史通義校注』（中華書局、一九八五年）を用い、あわせて、嘉業堂本、劉公純標本の『文史通義』（古籍出版社、一九五六年、中華書局新一版、一九六一年）、葉長清『文史通義注』（無錫国学専修学校叢書、一九三五年）、王重民『校讎通義通解』（上海古籍出版社、一九八七年、傅傑導読、田映曦注本、上海古籍出版社、二〇〇九年）、劉兆祐『校讎通義今註今訳』（台湾学生書局、二〇一二年）などを参照した。

キーワード：校讎通義 章学誠 漢書藝文志 詩賦略 詩賦

【原文】

『漢志』分藝文為六略、每略又各別為數種、每種始叙列為諸家。猶如『太玄』之經、方・州・部・家。大綱細目、互相維繫、法至善也。每略各有總叙、論辨流別、義至詳也。惟詩賦一略、区為五種、而每種之後、更無叙論。不知劉班之所遺邪、抑流傳之脫簡邪。今觀『屈原賦』二十五篇以下、共二十家為一種。『陸賈賦』三篇以下、共二十一家為一種。『孫卿賦』十篇以下、共二十五家為一種。名類相同、而区種有別、当日必有其義例。今諸家之賦、十逸八九、而叙論之說、闕焉無聞、非著錄之遺憾乎。若雜賦與雜歌詩二種、則署名既異、觀者猶可辨別。第不如五略之有叙錄、更得詳其源委耳。

右十五之一

【訓読文】

『漢志』芸文を分けて六略と為す、每略又各、別けて數種と為し、每種始めて叙列して諸家と為す。猶お『太玄』の經の方・州・部・家の如し。大綱と細目、互いに相い維れ繋がる、法至つて善なり。每略各、

總叙有り、流別を論辨す、義至つて詳らかなり。惟だ詩賦の一略のみ、区して五種と為し、而して每種の後、更に叙論無し。劉班の遺る所なるか、抑、流傳の脱簡なるかを知らず。今『屈原賦』二十五篇より以下を觀るに、共に二十家を一種と為す。『陸賈賦』三篇より以下、共に二十一家を一種と為す。『孫卿賦』十篇より以下、共に二十五家を一種と為す。名類相い同じきも、而るに種を区するに別有れば、当日に必ずや其の義例有り。今諸家の賦、十に八九を逸す、而して叙論の説、闕けて聞こゆる無し、著錄の遺憾に非ざるか。雜賦と雜歌詩との二種の若きは、則ち名を署して既に異なれり、觀る者は猶お辨別すべし。第だ五略の叙録有りて、更に其の源委を詳らかにするを得るに如かざるのみ。

右十五の一

【現代語訳】

『漢書』芸文志は、典籍を六略に分類し、略をさらに各々いくつかの種に類別し、每種を諸家として配列している。こうした体裁は、あたかも揚雄の『太玄』

『経』における方・州・部・家を彷彿とさせる。その大綱と細目が、互いに繋がり合っていて、その方法は極めて良い。六略それぞれに総序が備わっており、學術の変遷と区別を明らかにして、その内容は極めて詳細である。ただ詩賦の一略のみは、五種に区別していながら、どの種の後にも序文が全く置かれていない。これが劉向父子と班固の遺漏であるのか、流伝の過程で失われてしまったものかは分からない。いま『屈原賦』二十五篇から以下をみてみると、全部で二十家を一種として纏めている。『陸賈賦』三篇から以下は、全部で二十一家を一種として纏めている。『孫卿賦』十篇から以下は、全部で二十五家を一種として纏めている。名称は類似していても、種ごとに区別しているのだから、当時においては何らかの根拠があつたに違いない。現在、諸家の賦作の十中八九が散逸し、序文の言説が欠けているのは、目録の惜しむべきことであるだろう。また雑賦と雑歌詩の二種については、名称が異なっているので、読む者は辨別することが出来るが、ただ詩賦略以外の五略が叙録を備え、さらにその淵源と委細を明らかにし得ているには及ばない。

以上十五の一

【訳注】

一 『太玄』は、『漢志』諸子略・儒家に「揚雄所序三十八篇」とあり、班固の自注には「太玄十九、法言十三、楽四、箴二」とみえる。章氏の述べる「『太玄』之経、方・州・部・家」については、揚雄『太玄』玄首序に「馴乎玄、渾行無窮正象天。陰陽坻參、以一陽乘一統、万物資形。方・州・部・家、三位疏成、曰陳其九九、以為數生。賛上群綱、乃綜乎名、八十一首、歲事成貞（馴乎たる玄、渾行窮り無く正に天を象る。陰陽坻して參とし、一陽を以て一統に乘じ、万物資りて形どる。方・州・部・家、三位疏きて成る、曰に其の九九を陳ね、以て數生すと為す。賛群綱を上げ、乃ち名に綜べらる、八十一首、歲事成な貞し）」とみられる。また陳振孫『直齋書録解題』儒家類には「『太玄』十卷が著録されており、その解題に「案『漢志』揚雄所叙三十八篇、『太玄』十九。本伝三方・九州・二十七部・八十一家・七百二十九賛、分爲三卷。有首・衝・錯・測・攤・瑩・數・文・掇・凶・告十一篇。皆以解剝玄体。蓋与本経三卷、共爲十四。今『志』云『十九』未詳（案す

るに『漢志』に、『揚雄所叙』三十八篇、『太玄』十九、と。本伝に、三方・九州・二十七部・八十一家・七百二十九篇、分けて三卷と為す。首・衝・錯・測・攤・瑩・數・文・掬・囟・告十一篇有り。皆な以て玄体を解剖す、と。蓋し本経三卷と与に、共に十四と為す。今『志』に十九と云うは未だ詳らかならず」と述べられている。

二「漢志」詩賦略の分類体例、小序の有無については、姚振宗が『漢書藝文志条理』叙録において章氏の本条を踏まえて、「按詩賦各分以体、無大義例、故録・略不為小序、而班氏因之、不盡由於疏漏也。当班氏時、『別録』『七略』二十七卷之書、殺青未久、伝写殆遍、亦既家諭戶曉矣。其入史者、力求簡要、存其大端、初不自以為義尽於此也（按するに詩賦各、分くるに体を以てすれば、大なる義例無し、故に録・略は小序を為らず、而して班氏之に因れば、尽くは疏漏に由らざるなり。当に班氏の時、『別録』『七略』二十七卷の書、殺青して未だ久しからず、伝写すること殆ど遍かれば、亦た既に家諭戶曉のことなり。其れ史に入るれば、唯だ力めて簡要を求めて、其の大端のみを存す、初めより自ら以為く義を此に尽くさざるなりと）」（『二十五史補編』第二冊・中華書局・一九九八年）と述べている。

三「漢志」詩賦略、「屈原賦」類には、全部で「二十家三百六十一篇」が著録されており、「陸賈賦」類には「二十一家二百七十四篇」、「孫卿賦」類には「二十五家百三十六篇」が著録されている。

四「屈原賦」「陸賈賦」「孫卿賦」の三者の相違について、章炳麟は『国故論衡』辨詩において、「『七略』次賦為四家。一曰屈原賦、二曰陸賈賦、三曰孫卿賦、四曰雜賦。屈原方情、孫卿效物、陸賈賦不可見、其属有朱建・嚴助・朱買臣諸家、蓋縦横之變也（『七略』は賦を次べて四家と為す。一に曰く屈原賦、二に曰く陸賈賦、三に曰く孫卿賦、四に曰く雜賦。屈原は情を方として、孫卿は物に効う、陸賈賦は見るべからざるも、其の属に朱建・嚴助・朱買臣の諸家有り、蓋し縦横の變なり）」（『国故論衡疏証』中華書局・二〇〇八年）と述べている。

【原文】

古之賦家者流、原本詩騷^一、出入戰國諸子^二。仮設問对、莊列寓言之遺也^三。恢廓声势^四、蘇張縦横之体也。排比諧隱^五、韓非「儲説」之属也。徵材聚事、『呂覽』類輯之義也。雖其文逐声韻、旨存比興^六。而深探本原、

実能自成一子之学、与夫専門之書、初無差別。故其叙列諸家之所撰述、多或數十、少僅一篇^七、列於文林、義不多讓、為此志也。然則三種之賦、亦如諸子之各別為家、而當時不能尽歸一例者耳。豈若後世詩賦之家、哀然成集、使人無從辨別者哉^八。

右十五之二

【訓読文】

古の賦家者流、原^{もと}詩騷に本づき、戦国の諸子に入す。仮設・問対は、莊列の寓言の遺なり。恢廓なる声勢は、蘇張縦横の体なり。諧隱を排比するは、韓非「儲説」の属なり。材を徴し事を聚むるは、『呂覽』類輯の義なり。其の文は声韻を逐^おうと雖も、旨は比興を存す。而して深く本原を探れば、実に能く自ら一子の学を成して、夫の専門の書と、初め差別無し。故に其の諸家の撰述する所、多きは或いは数十、少なきは僅かに一篇のみを叙列す、文林に列ぶるに、義として多くは譲らずして、此の志を為るなり。然らば則ち三種の賦、亦た諸子の各、別に家を為すが如く、当時尽くは一例に帰する能わざるのみ。豈に後世の詩賦の家

の若く、哀然として集を成し、人をして従りて弁別すること無からしむか。

右十五の二

【現代語訳】

古の賦家の流れは、もともと『詩経』と『楚辞』に由来しながら、戦国諸子とも関連している。仮設して問答するのは、『莊子』『列子』にみられる寓言の名残りである。壮大な氣勢を備えるのは、蘇秦・張儀の縦横家のスタイルである。諧諷と隠語を並べるのは、韓非子「儲説」の属である。材を求め事を集めるのは、『呂氏春秋』における類輯の方法に通じている。賦の文章は韻律美を追求しているとはいえ、その本旨として比興を備えているのである。その淵源を探ってみれば、実はそれぞれ独自の学術を形成していて、かの専門的な著述と、本来違いはない。それゆえに諸家の作品を配列するにも、多いものは数十篇、少ないものはたった一篇であっても著録し、(文学史に列せられるべき)文芸作品群に並べるに際しても、道理として遠慮せず、芸文志をなしたのである。そうであれば賦を三種

に分けたのも、諸子略がそれぞれ家ごとに分けられて著録したのと同様であり、当時すべてを一類には帰属させることが出来なかつたのである。どうして後世の詩賦の作者のごとく、やみくもに作品を集めて作品集を編纂し、読者に辨別させないようにすることがあるうか。

以上十五の二

【訳注】

一 劉勰『文心雕龍』詮賦篇に「及靈均唱『騷』、始広声貌。然則賦也者、受命於詩人、而拓宇於『楚辭』也（靈均の『騷』を唱するに及んで、始めて声貌を広む。然らば則ち賦なる者は、命を詩人に受け、宇を『楚辭』に拓くなり）」とみられる。

二 「賦」と「戦国諸子」の関連については、『文史通義』詩教上において『文選』所収の諸作品に即して次のように説明されている。「今即『文選』諸体、以徴戦国之賅備。京都諸賦、蘇・張縦横六国、侈陳形勢之遺也。『上林』『羽獵』、安陵之『從田』、龍陽之『同釣』也。『客難』『解嘲』、屈原之『漁父』『荀居』、莊周之惠施問難也。韓非『儲説』、比

事徴偶、『連珠』之所肇也（今『文選』の諸体に即して、以て戦国の賅備を徴す。京都の諸賦は、蘇・張の六国を縦横し、形勢を侈陳するの遺なり。『上林』『羽獵』は、安陵の『從田』、龍陽の『同釣』なり。『客難』『解嘲』、屈原の『漁父』『荀居』は、莊周と惠施との問難なり。韓非の『儲説』は、事を比べて偶を徴す、『連珠』の肇まる所なり）」

三 「仮設問対」は、賦作品において主人と客とを設定して問答していく形式のものをいう。『文心雕龍』詮賦篇に「於是荀況『礼』『智』、宋玉『風』『釣』、爰錫名号、与『詩』画境……遂客主以首引、極声貌以窮文（是に於いて荀況の『礼』『智』、宋玉の『風』『釣』は、爰に名号を錫いて、『詩』と境を画す。……遂に客主もて以て引を首め、声貌を極めて以て文を窮む）」とみえている。また顧炎武は主客問答の賦作品は、司馬相如に始まるものとして、『日知録』卷十九「仮設之辞」において、「古人為賦、多仮設之辞。序述往事、以為点綴、不必一一符同也。子虛亡是公、烏有先生之文、已肇始於相如矣。後之作者実祖此意（古人賦を為るに、多く仮設の辞あり。序して往事を述べ、以て点綴を為す、必ずしも一一には符同せざるなり。子虚の亡是公、烏有先生の文、已に相如より肇始す。後の作者

は実に此の意を相とす」と述べている。

四 「恢廓」は、その壮大振りをいい、もともとは城外の大きな壁をいう。『春秋公羊伝』文公十五年の経文に「斉侯侵我西鄙、遂伐曹人其郭（斉侯我が西鄙を侵し、遂に曹人を其の郭に伐つ）」とあり、公羊伝に「郭者何、恢郭也（郭なる者は何ぞや、恢郭なり）」とみえている。さらに何休注に「恢、大也。郭、城外大郭（恢は、大なり。郭は、城外の大郭なり）」とみえる。

五 「諧隱」は、諧謔と隱語のことをいう。『文心雕龍』諧隱篇に「諧之言皆也。辞浅会俗、皆悦笑也。……譏者、隱也。遞辭以隱意、譏譬以指事也（諧の言は皆なり。辞浅くして俗に会す、皆な悦び笑うなり。……譏とは、隱なり。遞辭以て意を隱し、譏譬以て事を指すなり）」とみられる。併せて「十五之八」条注四を参照。

六 章氏のいわゆる「比興」は、社会的諷諫を象徴するものとして、『文史通義』詩教上において「戦国之文、既源於六藝、又謂多出於『詩』教、何謂也。曰、戦国者、縦横之世也。縦横之学、本於古者行人之官。……孔子曰、『誦詩三百、授之以政、不達。使於四方、不能專对、雖多奚為。』是則比興之旨、諷諭之義、固行人之所肆也。縦横者流、推

而衍之、是以能委折而入情、委婉而善諷也（戦国の文、既に六藝を源とし、又多く『詩』教に出づると謂うは、何の謂ぞや。曰く、戦国は、縦横の世なり……。孔子曰く、『詩三百を誦すれども、之に授くるに政を以てして、達せず。四方に使いして、專对すること能わざれば、多しと雖も奚をか為さん。』と。是れ則ち比興の旨、諷諭の義にして、固より行人の肆う所なり。縦横者の流れ、推して之に行すれば、是を以て能く委折して情を入れ、委婉にして諷を善くするなり）」と述べており、ほかにも同書易教下では「『易』象雖包六藝、与『詩』之比興、尤為表裏。夫『詩』之流別、盛於戦国人文、所謂長於諷諭、不学『詩』、則無以言也。然戦国之文、深於比興、即其深於取象者也（『易』の象は六藝を包むと雖も、『詩』の比興と、尤も表裏を為す。夫の『詩』の流別、戦国の人の文に盛んなり、所謂諷諭に長ずるは、『詩』を学ばざれば、則ち以て言う無きなり。然らば戦国の文、比興に深し、即ち其れ象を取るに深くすればなり）」と述べている。なお、『楚辭』「離騷」王逸序には「離騷之文、依『詩』取興、引類譬諭、故善鳥香草、以配忠貞（離騷の文、『詩』に依りて興を取り、類を引きて譬諭す、故に善鳥香草、以て忠貞を配す）」

とみえ、「文心雕龍」辨騷篇には「虬龍以喻君子、雲蜺以譬讒邪、比興之義也（虬龍以て君子に喩え、雲蜺以て讒邪に譬うるは、比興の義なり）」とみえている。

七 「少僅一篇」と述べているのは、「漢志」詩賦略の「屈原賦」類では「趙幽王賦」「蔡甲賦」、「孫卿賦」類では「睦弘賦」などがそうである。また同書六藝略・書類では「許商五行伝記」、孝経類では「江氏説」「翼氏説」「后氏説」「安昌侯説」など、諸子略・道家類では「王狄子」「鶡冠子」「鄭長者」法家類では「游棣子」など、兵書略・權謀類では「婁」「兵春秋」「児良」などであり、概ね「漢志」全体にわたってみられる。

八 「後世詩賦之家……」については、「十五之三」条、及びその注二・三を参照。

【原文】

賦者古詩之流、劉勰所謂「六義附庸、蔚成大国」^一者是也。義当列詩於前、而叙賦於後、乃得文章承変之次第。劉班顧以賦居詩前、則標略之稱詩賦、豈非顛倒与。每怪蕭梁『文選』、賦冠詩前、絶無義理^二。而後人競効法之、為不可解^三。今知劉班著録、已啓之矣。

又詩賦本『詩経』支系、説已見前、不復置議。

右十五之三

【訓読文】

賦は古詩の流れ、劉勰の所謂「六義の附庸、蔚として大国を成す」とは是れなり。義として当に詩を前に列べて、賦を後に叙すべし、乃ち文章承変の次第を得。劉班顧だ賦を以て詩の前に居きて、則ち略を標するの詩賦と称するは、豈に顛倒に非ざるか。毎に蕭梁『文選』の、賦詩の前に冠するは、絶えて義理無きを怪しむ。而して後人競いて効い之に法るは、解すべからずと為す。今劉班の著録に、已に之を啓けるを知る。又詩賦は本『詩経』の支系、説は已に前に見ゆ、復た議を置かず。

右十五の三

【現代語訳】

賦とは古詩の流れを汲むものであり、劉勰が「六義の附庸であつた賦は、鬱然として大国を形成した」と述べるのがそれである。その道理からすれば詩を前に

並べて、賦を後に連ねるべきであり、そうすれば文章における伝承とその変遷の次第を示し得る。劉向父子と班固はただ賦を詩の前に配列し、略を著して「詩賦略」と名付けているのは、転倒ではないか。常々蕭統の『文選』において賦が詩の前に置かれているには、全く道理を欠いていると訝つていた。しかも後世の人々が競うようにこれに倣っているのは、全く理解し難い。いま劉向父子と班固の目録に、その端緒がすでに拓かれていたことが分かる。また詩賦がもともと『詩経』の支流であることは、すでに先述したので、改めて議論することはしない。

以上十五の三

【訳注】

一 「賦者古詩之流」は、班固「兩都賦」序を踏まえており、それには「或曰、賦者古詩之流也。昔成康没而頌声寢、王沢竭而詩不作（或るひと曰く、賦とは古詩の流れなり、と。昔成康没して而して頌声寢み、王沢竭きて而して詩作らず）」（『文選』卷一）とみえている。また『文心雕龍』詮賦篇に、「於是荀況『礼』『智』、宋玉『風』『釣』、爰錫名

号、与『詩』画境。六義附庸、蔚成大国（是に於いて荀況の『礼』『智』、宋玉の『風』『釣』は、爰に名号を錫いて、『詩』と境を画す。六義の附庸、蔚として大国を成す）」とみえる。

二 章氏はしばしば蕭統『文選』に対する批判を述べており、たとえば、『文史通義』詩教下には「賦先於詩、駢別於賦、賦有問答発端、誤為賦序、前人之議『文選』、猶其顯然者也（賦もて詩より先にして、駢もて賦に別つ、賦に問答の発端有るも、誤りて賦の序と為す、前人の『文選』を議するは、猶お其の顯然たる者なり）」とみえる。ここにいう「前人」について、葉瑛氏は蘇軾の「答劉便沔都曹書」の「梁蕭統集『文選』、世以為工。以軾觀之、拙於文而陋於識者、莫統若也。宋玉賦『高唐』『神女』、其初略陳所夢之因、如子虛、亡是公等相与問答、皆賦矣。而統謂之叙、此与兒童之見何異（梁の蕭統『文選』を集して、世は以て工と為す。賦を以て之を觀るに、文に拙くして識に陋なるは、統に若く莫きなり。宋玉『高唐』『神女』を賦し、其の初め略ぼ夢むる所の因を陳ぶ、子虛、亡是公等と相い与に問答するが如きは、皆な賦なり。而るに統は之を叙と謂う、此れ兒童の見と何ぞ異ならん）」を引用している。

三「後人競效法之」というのは、具体的には『文苑英華』や呂祖謙『宋文鑑』などを指しており、章氏は『文史通義』「永清県志文徵序例」の「奏議叙録」で次のように述べている。「而蕭統選文、用賦冠首。後代撰輯諸家、奉為一定科律、亦失所以重輕之義矣。……則賦乃六義附庸、而列於詩前。騷為賦之鼻祖、而別居詩後、其任情顛倒、亦復難以自解。而『文苑』、『文鑑』、從而宗之、又何說也（而して蕭統文を置いて、賦を用て首に冠す。後代の撰輯の諸家、奉じて一定の科律と為す、亦た重輕の義の所以を失う。……則ち賦は乃ち六義の附庸なるも、而るに詩前に列ぶ。騷は賦の鼻祖為るも、而るに別に詩の後に居く、其れ情に任せて顛倒す、亦た復た以て自づから解し難し。而して『文苑』、『文鑑』、従いて之を宗ぶは、又何の説なるか）」

【原文】

詩賦前三種之分家、不可考矣。其与後二種之別類、甚曉然也。三種之賦、人自為篇、後世別集之体也。雜賦一種、不列專名、而類叙為篇、後世總集之体也。歌詩類一種、則詩之与賦、固当分体者也。就其例而論之、則第一種之『淮南王群臣賦』四十四篇、及第三種之

『秦時雜賦』九篇^三、当隸雜賦条下、而猥廁專門之家、何所取耶。揆其所以附麗之故、則以『淮南王賦』列第一種^三、而以群臣之作附於其下、所謂以人次也。『秦時雜賦』、列於『荀卿賦』後「原注…『志』作孫卿」^四、『孝景皇帝頌』前、所謂以時次也^五。夫著録之列、先明家学、同列一家之中、或従人次、或従時次可也。豈有類例不通、源流迥異。概以意為出入者哉。

右十五之四

【訓読文】

詩賦前の三種の家を分くるは、考うべからず。其の後の二種との類を別くるは、甚だ曉然たるなり。三種の賦、人もて自づから篇を為すは、後世の別集の体なり。雜賦の一種、列べて名を専らとせず、而して類叙もて篇を為すは、後世の總集の体なり。歌詩類の一種、則ち詩の賦に与けるや、固より当に体を分くるべき者なり。其の例に就きて之を論ずれば、則ち第一種の『淮南王群臣賦』四十四篇、及び第三種の『秦時雜賦』九篇は、当に雜賦の条下に隸うべし。而るに猥^{みだ}りに専門の家に廁^{まじ}うるは、何の取る所あらんや。其の以

て附麗する所の故を揆れば、則ち『淮南王賦』を以て第一種に列べ、而して群臣の作を以て其の下に付す、所謂る人を以て次ぶるなり。『秦時雜賦』、『荀卿賦』の後「原注…『志』は孫卿に作る」、『孝景皇帝頌』の前に列ぶ、所謂る時を以て次ぶるなり。夫れ著録の列びは、先に家学を明らかにして、同一一家の中に列ぶ、或いは人に従りて次べ、或いは時に従りて次ぶるも可なり。豈に類例通ぜずして、源流迥かに異なること有るか。概ね意を以て出入を為す者なるかな。

右十五の四

【現代語訳】

詩賦略における冒頭（屈原賦・陸賈賦・荀卿賦）三種の学派の分け方は、考えるすべがない。その三種と後の（雜賦・歌詩類の）二種の類が分けられていることは、一目瞭然である。三種の賦は、人名によって纏められており、これは後世の別集のスタイルである。雜賦の種は、特定の人名で並べず、類似した叙述ごとに纏められており、これは後世の総集のスタイルである。歌詩類の種における詩は賦に対して、そもそも文体によつ

て分けるべきものである。こうした例に即していえば、第一種の『淮南王群臣賦』四十四篇と、第三種の『秦時雜賦』九篇は、雜賦類の条下に従えるべきである。しかしながら乱れて専門の学派のうちに混じっているのには、どのような取るべきところがあるのか。それぞれの種に著録した所以を考えてみるに、『淮南王賦』を第一種に並べ、その下に群臣の諸作を添えており、これはいわゆる人物を基準とするものであるだろう。一方で『秦時雜賦』については、『荀卿賦』の後「原注…『漢志』は「孫卿賦」に作る」、『孝景皇帝頌』の前に並べられており、これはいわゆる時代を基準とするものであるだろう。目録の配列というのは、まず家学を明らかにして、いずれも一家のうちに並べるのが良く、ことによっては人物を基準として並べ、ことによっては時代を基準として並べるのも良い。このようにすればどうして類似する著述の一貫性が失われ、著述の源流が遥かに隔たってしまうことがあるのか。およそ意図して出入されるべきものなのである。

以上十五の四

【詁注】

一 「漢志」詩賦略の「屈原賦」類に「淮南王群臣賦四十四篇」が著録されている。また同書地理志には、「淮南王安亦都寿春、招賓客著書。而只有嚴助、朱賈臣、貴顯漢朝、文辭並發、故世伝楚辭（淮南王安も亦た寿春に都して、賓客を招きて書を著す。呉に嚴助、朱賈臣有り、漢朝に貴顯せられて、文辭並に發す、故に世に楚辭を伝う）」とみえる。なお、現存する劉安の群臣の作品は「楚辭」卷十二、小山の「招隱士」（「文選」は卷三十三、騷下に所収）のみとされており、それに付された王逸序には「招隱士」者、淮南小山之所作也。昔淮南王安、博雅好古、招懷天下俊偉之士。自八公之徒、咸慕其德、而歸其仁、各竭才智、著作篇章、分造辭賦、以類相從、故或称小山、或称大山。其義猶「詩」有「小雅」「大雅」也。……故作「招隱士」之賦、以章其志也（「招隱士」とは、淮南の小山の作る所なり。昔淮南王安、博雅にして古を好む、天下の俊偉の士を招懷す。八公の徒自り、咸な其の徳を慕いて、而して其の仁に歸す、各、才智を竭しいままにして、著して篇章を作り、分けて辭賦を造りて、類を以て相い從う、故に或いは小山と称し、或いは大山と称す。其の義は猶お「詩」に「小

雅」「大雅」有るがごときなり。……故に「招隱士」の賦を作りて、以て其の志を章らかにするなり」とある。

二 「漢志」詩賦略の「孫卿賦」類に「秦時雜賦九篇」が著録される。沈欽韓は『漢書疏証』において、劉勰「文心雕龍」詮賦篇に「秦世不文、頗有雜賦（秦世 文ならず、頗る雜賦有り）」とあるのを引用している。

三 「漢志」詩賦略の「屈原賦」類に「淮南王賦八十二篇」、次いで「淮南王群臣賦四十四篇」が著録される。前者について周寿昌は『漢書注校補』において「隋志」、集一卷。『北堂書鈔』一百三十五引劉向『別録』云、淮南王有『重籠賦』。『古文苑』有『屏風賦』（隋志、集一卷。『北堂書鈔』一百三十五に劉向の『別録』を引きて云う、淮南王に『重籠賦』有り、と。『古文苑』に『屏風賦』有り」という。

四 原注に「志」作孫卿」と述べるように、「漢志」詩賦略では「孫卿賦十篇」に作っている。また「漢志」六藝略・儒家類に「孫卿子三十三篇」とあり、顏師古が「本曰荀卿、避宣帝諱、故曰孫（本荀卿と曰う、宣帝の諱を避く、故に孫と曰う）」と注しているように、もともとは「荀卿」と称されていたが、「漢志」では宣帝「劉詢」を避諱して

「孫卿」に作つたとされている。

五「漢志」詩賦略・「孫卿賦」類には、「孫卿賦十篇」「秦時雜賦九篇」「李思孝景皇帝頌十五篇」の順に著録されている。

【原文】

「上所自造賦」二篇、顔師古注「武帝所作」^一。按劉向為成帝時人、其去孝武之世遠矣^二。武帝著作、当称孝武皇帝、乃使後人得以考定。今日「上所自造」、何其標目之不明与。臣工称当代之君、則曰上也。否則擒文紀事、上文已署「某宗某帝」、承上文而言之、亦可稱為上也。窃意上所自造四字、必武帝時人標目、劉向從而著之、不与審定称謂、則談『七略』者、疑為成帝賦矣。班氏錄以入志、則上又從班固所稱。若無師古之注、則読志者、又疑後漢肅宗所作賦矣^三。

右十五之五

【訓読文】

「上所自造賦」二篇、顔師古は「武帝の作る所なり」と注す。按ずるに劉向は成帝の時人為り、其の孝武の

世を去ること遠し。武帝の著作、当に孝武皇帝と称すべし、乃ち後人をして以て考定するを得しむ。今「上の自ら造る所」と曰えば、何ぞ其の標目の不明なるか。臣工当代の君を称すれば、則ち「上」と曰う、否らざれば則ち文を擒きて事を紀して、上文に已に「某宗某帝」と署せり、上文を承けて而して之を言え、亦た称して「上」と為すべし。窃かに意えらく「上所自造」の四字は、必ずや武帝の時人の標目にして、劉向從いて之を著し、与に称謂を審定せざれば、則ち『七略』を談ずる者、疑いて成帝の賦と為す。班氏錄して以て志に入るれば、則ち「上」は又班固に從りて称する所なり。若し師古の注無くんば、則ち志を讀む者、又後漢の肅宗の作る所の賦なるかと疑う。

右十五の五

【現代語訳】

「上所自造賦」二篇について、顔師古は「武帝の作品である」と注している。考えてみるにそもそも劉向は成帝の時代の人物であり、孝武帝の世からは遠く隔たっている。武帝の著作は、孝武皇帝と題に示さなけ

ればならない。そうしてこそ後世の人々に考え定めさせることが出来る。現在において「上所自造（帝自ら製作した作）」といわれても、なんとその不明瞭なことか。群臣が当世の主君を称すれば、「上」と名呼び、そうでなければ文を敷き連ねて記述するに当たって、冒頭の文章に「某宗某帝」と著されており、その文章を承けていれば、「上」と称することになる。密かに思うのは「上所自造」の四字は、きっと武帝の時人が称した題であり、劉向はそれに従って著し、その名称について審議していないので、『七略』を語るものにあつては、成帝の賦かと疑っていたことであろう。また班固が「漢志」に著録したならば、「上」は班固によつて称されたものである。もし顔師古の注釈が附されていなければ、「漢志」を読む者は、後漢の肅宗によつて製作された賦かと疑問を抱くことになるだろう。

以上十五の五

【訳注】

一 「漢志」詩賦略の「屈原賦」類に「上所自造賦二篇」が

著録されており、顔師古は「武帝也」と注している。武帝（在位前一四一年―前八七年）は、前漢の第七代皇帝、劉徹のことで、孝武は諡号。彼の現存する作品は、『漢書』溝洫志に「瓠子之歌」二章、外戚伝に「傷悼李夫人賦」があり、『文選』卷四十五辞類に「秋風辞」が収録されている。また『隋志』集部別集類では、「漢武帝集一卷」として著録されている（『十五之九』条注を参照）。

二 「漢書」劉向伝に「年七十二卒。卒後十三歳而王氏代漢（年七十二にして卒す。卒して後十三歳にして王氏の漢に代わる）」とあるのに従うと、劉向の生年は昭帝（在位前八六年―前七四年）の在位期間の元鳳二年（前七九年）であり、卒年については成帝（在位前三三年―前七年）の在位期間の綏和元年（前七年）である。また『漢書』藝文志の序文に拠ると、成帝が劉向に校書の命を下したのは河平三年（前二六）であるから、劉向が「別録」に着手した時期と武帝の没年（前八七年）は六十年以上離れている。

三 「肅宗」は後漢の第三代皇帝、劉炆（在位七五年―八八年）の廟号。班固の『漢書』製作時期については「後漢書」班固伝に「太初以後、闕而不録、故探撰前記、綴集所聞、以為漢書……」。為春秋考紀表志伝凡百篇。固自永平中

始受詔、潜精積思二十餘年、至建初中乃成（太初以後、闕きて録さず、故に前記を採撰し、聞く所を綴集して、以て漢書を為る……）。春秋考紀・表・志・伝凡そ百篇を為る。固は永平中に始めて詔を受けてより、潜精積思すること二十餘年、建初中に至って乃ち成る」とみえるように、永平（五八年―七五年）年間に着手し、専心努力すること二十餘年、帝紀・表・志・伝を建初（七六年―八四年）年間に完成させた。

【原文】

『荀卿賦』十篇、居第三種之首、当日必有取義也。按荀卿之書、有「賦篇」列於三十二篇之内。不知所謂賦十篇者^二、取其「賦篇」与否、曾用裁篇別出之法与否^三。著録不為明析、亦其疎也。

右十五之六

【訓読文】

『荀卿賦』十篇、第三種の首に居く、当日必ずや義を取る有るなり。按ずるに荀卿の書、「賦篇」の三十二篇の内に列ぶる有り。所謂る「賦十篇」は、其の

「賦篇」を取るや否や、曾ち裁篇別出の法を用いるや否やを知らず。著録の明析為らざるも、亦た其の疎なるなり。

右十五の六

【現代語訳】

『荀卿賦』十篇は、第三種の冒頭に配されており、当時は何らかの道理に基づいていたのであるだろう。考えてみるに荀卿の著述では、「賦篇」が三十二篇のうち並べられている。「漢志」のいわゆる「賦十篇」とは、その三十二篇から「賦篇」を取り出したのかどうか、すなわち裁篇別出の方法を用いたのかどうか分からない。著録においてはっきりしていないのも、「漢志」の疎漏である。

以上十五の六

【訳注】

一 「漢志」詩賦略に「孫卿賦十篇」が著録されており、諸子略・儒家類に「孫卿子三十三篇」が著録されている。章氏が「三十二篇」と述べるのは、王応麟が『漢書藝文志考

証』において「当云三十二篇（当に三十二篇と云うべし）」と指摘しており、劉向「別録」に「所校讎中『孫卿書』凡三百二十二篇、以相校除重複二百九十篇、定著三十二篇（校讎する所の中の『孫卿書』凡そ三百二十二篇、以て相校して重複二百九十篇を除き、定めて三十二篇を著す）」とあるのを踏まえてのことであるだろう。

二「漢志」著録の「孫卿賦十篇」は、現行「荀子」賦篇の作品と相違するという見解と、同様のものとする見解がある。前者の立場を取るのが姚振宗であり、姚氏は「荀子」賦篇にみえる「礼」「知」「雲」「蠶」「箴」の賦作品について、「按此五篇、劉氏『別録』入『荀子』書之末、名曰『賦篇』、似在此十篇之外者。猶『七略』既録『孔臧賦』二十篇、別有四篇見載『連叢子』也（按ずるに此の五篇、劉氏の『別録』は荀子の書の末に入れ、名づけて『賦篇』と曰う、此れ十篇の外に在るに似たり。猶お『七略』は既に『孔臧賦』二十篇を録して、別に四篇有りて『連叢子』を載するがごとし）」と述べているように、姚氏は「荀子」賦篇の五篇と、「漢志」の「賦篇十篇」は別物として、「漢志」詩賦略の「太常參侯孔臧賦二十篇」と「孔叢子」連叢子上に「諫格虎賦」「楊柳賦」「鶚賦」「蓼虫賦」の四篇が

みえるのと同じ事例としている。それとは異なる立場として張舜徽氏は、現行の「荀子」賦篇の「礼」「知」「雲」「蠶」「箴」の五篇と「侷詩」一篇、及び「荀子」成相篇の四篇を併せれば、「漢志」の「賦篇十篇」と合致すること主張して、「荀子」賦篇中有「礼」「知」「雲」「蠶」「箴」五篇、又有「侷詩」一篇、凡六篇。『賦篇』之外、有『成相篇』、『成相』亦賦之流也。今本是篇分四大章、一、二、三、四章、並以『請成相』開端。惟第三章以『願陳辭』居首。条理秩然、当日必各自為篇、後之編書者合而為一耳。以此四篇、合前六篇、適符『漢志』十篇之數（『荀子』賦篇中に「礼」「知」「雲」「蠶」「箴」の五篇有り、又「侷詩」一篇、凡そ六篇有り。『賦篇』の外、『成相篇』有り、『成相』も亦た賦の流れなり。今本の是の篇は四大章に分く、一・二・三・四章は、並に『請成相』を以て首に居く。条理秩然として、第三章のみ『願陳辭』を以て首に居く。条理秩然として、当日必ずや各、自ら篇を為し、後の編書する者は合して一と為すのみ。此の四篇を以て、前六篇と合すれば、『漢志』十篇の數に適符す）」と述べている。

三 章氏の別裁の法については「別裁第四」を参照。

【原文】

『孝景皇帝頌』十五篇、次於第三種賦内、其旨不可強為之解矣。按六藝二流別、賦為最広、比興之義、皆冒賦名。風詩無徵、存於諺諺^三、則雅頌之体、実与賦類同源異流者也^四。縦使篇第伝流、多寡不敵、有如漢代而後、濟水入河、不復別出、亦当叙入詩歌総部の後、別而次之、或与銘・箴・讚・誄通為部録、抑亦可矣。何至雜入賦篇、漫無區別邪。

右十五之七

【訓読文】

『孝景皇帝頌』十五篇、第三種の賦の内に次ぶ、其の旨は強いて之が為に解すべからず。按ずるに六藝の流別、賦は最も広きを為す、比興の義、皆な賦の名におほ冒わる。風詩徴せらるる無きも、諺諺に存す、則ち雅と頌の体、実に賦の類と同源異流の者なり。縦使い篇第の伝流して、多寡敵たらず、漢代而後、濟水の河に入り、復た別に出でざるが如き有るも亦た当に叙して詩歌総部の後に入れて、別に之を次ぶべく、或いは銘・箴・讚・誄と与に通じて部録を為すも、抑、亦

た可ならん。何ぞ賦篇に雜入して、漫りに區別する無きに至るや。

右十五之七

【現代語訳】

『孝景皇帝頌』十五篇は、第三種の賦に並べられているが、その（頌と題して賦に分類する）本旨については決して理解することが出来ない。考えてみるに六藝略の変遷において、賦は最も広範にわたっており、比興の意義も、いずれも賦の名の下に覆われている。風教の詩が採取されずとも、後世の歌謡や諺言に伝わっているのと同様に、雅と頌のスタイルは、賦の類と淵源を同じくしてその変遷を異にしたものである。たとえ篇章が流伝していくなかで、多寡がつり合わず、漢代より以後、濟水（のとき賦や頌）が黄河（のようになつた賦）に合流し、もう別のものとして取り出せなくなつていたとしても、序文を付して詩歌総部の後に著録し、別種のものとして『孝景皇帝頌』を並べるべきであり、もしくは銘・箴・讚・誄と通じるものとして著録するのも良いだろう。どうして大雑把に賦の種に

著録して、みだりに区別しないでよいだろうか。

以上十五の七

【訳注】

一 「漢志」詩賦略・孫卿賦」類に「李思孝景皇帝頌十五篇」とみえる。

二 「六藝流別、賦為最広、比興之義、皆冒賦名」の「六藝」については、劉兆祐氏が「按、『六藝略』裡、賦の流派最広」（『校讎通義今註今訳』国家教育研究院主編・二〇一二年）と解しているように、まずは六藝略が想定される。ただ「漢志」六藝略は、易・書・詩・礼・楽・春秋、また論語・孝経・小学で構成されており、「賦」や、本条における議論の対象の「頌」は、直接的には含まれていない。また「六藝」と、その下文に述べる「比興」、さらには「風」「雅頌」との繋がりもやや見出し難くもある。加えて、章氏は「六藝」と「六義」を混用しており、『文史通義』詩教下において、劉勰『文心雕龍』詮賦の「六義附庸」を「六藝附庸」と誤引しており、葉瑛氏は「按六義、章氏引作六藝、乃涉筆之誤」と述べている。以上の点から、本条における「六藝」については、六義が意図されている可能

性も否めない。

三 「風詩」が「謡諺」に存しているというのは、たとえば、『漢書』礼楽志において「至武帝定郊祀之礼、祠太一於甘泉、就乾位也。祭后土於汾陰、沢中方丘也。乃立楽府、采詩夜調、有趙・代・秦・楚之謳（武帝に至りて郊祀の礼を定む、太一を甘泉に祠るは、就ち乾位なり。后土を汾陰に祭るは、沢中の方丘なり。乃ち楽府を立て、詩を采りて夜に誦す、趙・代・秦・楚の謳有り）」とある。また沈德潜は「古詩源」「卷一至卷三」において「漢武立楽府、采歌謡。郭茂倩『楽府詩集』雜謡歌詞、亦俱収録。謂觀此可以知治忽、驗盛衰也（漢武楽府を立て、歌謡を采る。郭茂倩の『楽府詩集』雜謡歌詞に、亦た俱に収録す。謂うところは此れを觀れば以て治忽を知り、盛衰驗らかなるべし）」と述べている。

四 「賦」と「頌」の接近については、何焯『義門読書記』卷四十五に、「古人賦頌、通為一名（古人賦と頌とは、通じて一名と為す）」とみられ、劉師培は「左庵文論」において「東漢之時、賦頌不甚区分（東漢の時、賦と頌と甚だしくは区分せず）」（陳引馳『劉師培中古文學論集』中国社会科学出版社・一九九七年）と述べている。また林曉光氏

は「漢魏六朝文学における『頌』について」(『六朝学術学会報』十二号・二〇一一年)において、「頌」が「賦」のみならず、「銘」や「讀」などとも接近していることを論じており、たとえば後漢の張寿に「封龍山頌」があり、本文末には「刻石紀銘、令德不忘(石に刻みて銘を紀し、徳をして忘れしめず)」とみえるように、題としては「頌」であるが、本文では「銘」と記されている。

【原文】

『成相雜辭』十一篇、『隱書』十八篇、次於雜賦之後、未為得也。按楊倞注『荀子』成相、「蓋亦賦之流也。」^二朱子以為、「雜陳古今治亂興亡之効、託之風詩以風時君。」^三命曰雜辭、非竟賦也。『隱書』注引劉向『別錄』、謂「疑其言以相問對、通以思慮、可以無不喻。」^四是則二書之體、乃是戰國諸子流別、後代連珠韻語之濫觴也。^五法當隸於諸子雜家、互見其名、為說而附於歌詩類之後可也。

右十五之八

【訓読文】

『成相雜辭』十一篇、『隱書』十八篇、雜賦の後に次ぶ、未だ得ると為さざるなり。按ずるに楊倞『荀子』成相に、「蓋し亦た賦の流れなり」と注す。朱子以為えらく、「雜じて古今の治亂興亡の効を陳べ、之を風詩に託して以て時君を風す」と。命づけて雜辭と曰うは、竟くは賦に非ざればなり。『隱書』の注に劉向の『別錄』を引き、「其の言を疑いて以て相問對す、通じて思慮を以てす、以て喻さざる無かるべし」と謂う。是れ則ち二書の體、乃ち是れ戰國諸子の流別にして、後代の連珠韻語の濫觴なり。法として當に諸子の雜家に隸えて、其の名を互見すべし、説を為して而して歌詩類の後に附せば可なり。

右十五之八

【現代語訳】

『成相雜辭』十一篇と『隱書』十八篇が、雜賦の末尾に並べられているのは、的を射たものではない。考えてみるに楊倞は『荀子』成相篇に、「思うにまた賦の支流である」と注している。朱熹は「様々な古今の

治乱興亡の兆しを並べ立て、これを風詩に託して時君を諷諫したもの」と説いている。雜辞と名付けているのは、完全には賦の分類に収まらないからである。また『隱書』の注には劉向の『別録』が引かれており、それには「その言説に疑義を呈して互いに問答し合っており、一貫して思慮を加え、教え導かないことはない」といっている。このように二書スタイルは、戦国諸子から派生したものであり、後世における連珠韻語の起源であるだろう。著録の法として、諸子の雜家に従えて、その名を互見すべきであり、言説を立てて歌詩類の末尾に加えれば良いだろう。

以上十五之八

【訳注】

一 「漢志」詩賦略・雜賦の末尾に「成相雜辞十一篇」「隱書十八篇」が著録される。

二 引用の楊倞注は、「荀子」成相篇の題下に次のようにみられる。「以初発語名篇、雜論君臣治乱之事、以自見其事、故下云『託於成相以喻意。』」「漢書」藝文志謂之「成相雜辞」、蓋亦賦之流也（初めの発語を以て篇を名づけ、雜じえて君

臣治乱の事を論じて、以て自ら其の事を見わす、故に下に『成相に託して以て意を喻う』と云う。『漢書』藝文志は之を「成相雜辞」と謂う、蓋し亦た賦の流れなり）」

三 『楚辞後語』卷一、成相第一に「此篇在『漢志』号『成相雜辞』。凡三章、雜陳古今治乱興亡之効、託声詩以風時君。若將以為工師之誦、旅賁之規者、其尊主愛民之意、亦深切矣、相者助也（此の篇は『漢志』に在りては『成相雜辞』と号す。凡そ三章、雜じえて古今治乱興亡の効を陳べ、声を詩に託して以て時君を風す。若し將に以て工師の誦を為さんとすれば、旅賁の規なる者、其の主を尊び民を愛するの意も、亦た深切なり、相とは助なり）」とみえている。なお、この朱熹の発言は、王応麟『漢書藝文志考証』においても引用されている。

四

劉向『別録』の引用は「漢志」「隱書十八篇」の顔師古注に、「『隱書』者、疑其言以相問对者、以慮思之、可以無不論（『隱書』とは、其の言を疑いて以て相い問对する者、以て之を慮思し、以て論さざること無かるべし）」とみえる。また『隱書』については、「文心雕龍」諧隱篇に次のようにみえている。「漢世『隱書』十有八篇、欲固編文、録之歌末。昔楚莊齊威、性好隱語。至東方曼倩、尤巧辞述

〔漢世に「隱書」十有八篇あり、歆・固文を編みて、之を歌末に録す。昔楚莊と斉威は、性隱語を好む。東方曼倩に至りて、尤も辭述に巧みなり〕

五 章氏が「連珠韻語」の起源を「戦国諸子」にみるのは、「文史通義」詩教上において、「韓非」「儲説」、比事徵偶、「連珠」之所肇也（十五之二条注六）とある。また楊慎は「升庵集」卷五十二「韓子連珠論」において、「北史」李先伝、「魏帝召先読」「韓子」連珠二十二篇。「韓子」即韓非書、中有連語、先列其目而後著其解、謂之「連珠」。此則「文章緣起」謂始於楊雄、非也（「北史」李先伝に、「魏帝召して先に「韓子」連珠二十二篇を読む」と。「韓子」は即ち韓非の書なり、中に連語有り、先に其の目を列して後に其の解を著す、之を「連珠」と謂う。此れに拠れば則ち「文章緣起」に楊雄に始まると謂うは、非なり）と述べている。

【原文】

『漢志』詳賦而略詩、豈其時尚使然与。帝王之作、有高祖「大風」「鴻鵠」之篇、而無武帝「瓠子」「秋風」之什、〔原注…或云、「秋風」即在「上所自造賦」内。臣

工之作、有「黃門倡車忠等歌詩」^三、而無蘇李「河梁之篇」^四。〔原注…或云、「雜家有主名詩」十篇、或有蘇李之作。然漢廷主名詩、豈止十篇而已乎^五。〕

右十五之九

【訓読文】

『漢志』賦を詳らかにして詩を略す、豈に其の時尚の然らしむるか。帝王の作に、高祖の「大風」「鴻鵠」の篇有り、而るに武帝の「瓠子」「秋風」の什無し、〔原注…或るひと云う、「秋風」は即ち「上所自造賦」の内に在り〕と。臣工の作に、「黄門倡車忠等歌詩」有り、而るに蘇李の「河梁」の篇無し。〔原注…或るひと云う、「雜家有主名詩」十篇に、或いは蘇李の作有り。然らば漢廷の主名詩は、豈に十篇に止まるのみならんや〕と。〕

右十五の九

【現代語訳】

「漢志」が賦を詳細にして詩を粗略にしているのは、当時の風潮がそうさせたのであろうか。帝王の作品に、高祖の「大風歌」「鴻鵠歌」などが著録されており、

その一方で武帝の「瓠子歌」「秋風歌」などは著録されていない。「原注」あるひとは、「秋風歌」は、「上所自造賦」の内に含まれている」という。「群臣の作品としても、『黃門倡車忠等歌詩類』が著録されており、その一方で蘇武と李陵の「河梁」の篇は著録されていない。「原注」あるひとは、「雜各有主名詩」十篇には、あるいは蘇武と李陵の作品が含まれている。そうであれば漢の宮廷文人らの「主名詩」が、どうして十篇に止まることがあるのか」という。

以上十五の九

【詠注】

- 一 「漢志」詩賦略・歌詩類の冒頭に、「高祖歌詩類二篇」が著録されている。現存する劉邦の詩歌については、姚明輝が『漢書藝文志注解』において「今存。『本紀』載『大風歌』一篇。『史記』留侯世家、本書張良伝、皆『鴻鵠歌』一篇（今存。『本紀』に『大風歌』一篇を載す。『史記』留侯世家、本書の張良伝、皆『鴻鵠歌』の一篇あり）」（呉興読経会、一九二四年）と説明している。
- 二 武帝、及び「秋風」については、「十五之五」条の注一を参照。「瓠子」は、『史記』河渠書、及び『漢書』溝洫志

に収録の「瓠子之歌」を指している。

- 三 「漢志」詩賦略・歌詩類に「黃門倡車忠等歌詩十五篇」が著録されている。鈴木由次郎氏は「黃門は官名。倡は人名。樂府集部に黃門倡の歌が載っている」（『漢書藝文志』明德出版社、一九六八年）と指摘している。

- 四 「河梁之篇」は、李陵の「与蘇武詩」を指しており、「文選」序文に、「降将著『河梁』之篇。四言五言、区以別矣（降りし将は『河梁』の篇を著す。四言五言、区して以て別つ）」とみえる。

- 五 原注にいう「雜家有主名詩」は、「漢志」詩賦略・歌詩類に著録される「雜各有主名歌詩十篇」を指している。

【原文】

- 詩歌一門、雜乱無叙。如『吳楚汝南歌詩』一、『燕代謳』二、『齊鄭歌詩』三之類、風之属也。『出行巡狩及游歌詩』四、与『漢興以來兵所誅滅歌詩』五、雅之属也。『宗廟歌詩』六、『諸神歌詩』七、『送靈頌歌詩』七、頌之属也。不為詮次類別、六義之遺法、蕩然不可為蹤跡矣。
- 右十五之十

【訓読文】

詩歌の一門、雜乱として叙無し。『呉楚汝南歌詩』
『燕代謳』『齊鄭歌詩』の類の如きは、風の属なり。
『出行巡狩及游歌詩』と、『漢興以來兵所誅滅歌詩』と
は、雅の属なり。『宗廟歌詩』『諸神歌詩』『送靈頌歌
詩』は、頌の属なり。詮次類別を為さず、六義の遺法、
蕩然として蹤跡を為すべからず。

右十五の十

【現代語訳】

詩歌の門類は、入り乱れて秩序立っていない。『呉
楚汝南歌詩』『燕代謳』『齊鄭歌詩』の類は、風に属し
ている。『出行巡狩及游歌詩』と『漢興以來兵所誅滅
歌詩』とは、雅に属している。『宗廟歌詩』『諸神歌
詩』『送靈頌歌詩』は、頌の類に属している。次第を
整えて類別しなかったために、六義の遺法が、不明瞭
となつてその跡を追求することは出来ないのである。

以上十五の十

【訳注】

一 「漢志」詩賦略・歌詩類に「呉楚汝南歌詩十五篇」が著
録されている。王先謙は「文選」呉都賦、荆楚舞。劉
注、艶、楚歌也。呉趨楚艶、竝以音調言。郭茂倩「樂府」
有「鷄鳴歌」、即「汝南歌詩類」（「文選」の呉都賦に、荆
楚舞と。劉注に、艶は、楚歌なりと。呉趨楚艶、並に以
て音調の言なり。郭茂倩の「樂府」に「鷄鳴歌」有り、即
ち「汝南歌詩類」なり」と述べる。

二 「漢志」詩賦略・歌詩類に「燕代謳雁門雲中隴西歌詩九
篇」が著録されている。沈欽韓は「上林賦」、文成類歌。
文類注、文成、遼西地名。其隰人善歌。「宋志」有「雁門
太守行歌」、樂府」瑟調曲有「隴西行」（「上林賦」に、文
成類歌と。文類注に、文成は、遼西の隰名なり。其の隰人
は歌を善くすと。「宋志」に「雁門太守歌」有り、「樂府」
瑟調曲に「隴西行」有り」と述べる。

三 「漢志」詩賦略・歌詩類に「齊鄭歌詩四篇」が著録され
ている。沈欽韓は「礼樂志」有「齊四會員」「齊讎員」
「鄭四會員」。「樂府解題」、「齊謳行」、齊人以歌其地（「礼
樂志」に「齊四會員」「齊讎員」「鄭四會員」有り。「樂府
解題」に、「齊謳行」は、齊人 以て其の地を歌うと」と

述べる。

四 「漢志」詩賦略・歌詩類に「出行巡狩及遊歌詩十篇」が著録されている。王先謙は「蓋武帝『瓠子』等（蓋し武帝の『瓠子』等なり）」と述べる。

五 「漢志」詩賦略・歌詩類に「漢興以來兵所誅滅歌詩十四篇」が著録されている。王先謙は「疑即漢『鼓吹』『饒歌』諸曲也（疑うらくは即ち漢の『鼓吹』『饒歌』の諸曲なり）」と述べる。

六 「漢志」詩賦略・歌詩類に「宗廟歌詩五篇」が著録されている。王先謙は「合上『泰一雜甘泉壽宮歌詩』十四篇、為十九章、見礼楽志（上の『泰一雜甘泉壽宮歌詩』十四篇に合して、十九章と為す、礼楽志に見ゆ）」と述べる。

七 「漢志」詩賦略・歌詩類に「諸神歌詩三篇」「送迎靈頌歌詩三篇」が著録されている。沈欽韓は「諸神歌詩三篇」に對して、「後之迎送神弦歌本此（後の迎送神弦歌は此れに本づく）」と述べる。